

## 議第166号

## 訴えの提起について

訴えを次のように提起する。

平成24年2月24日提出

京都市長 門川大 作

相手方	京都市西京区桂千代原町35番地の1 ・ 有限会社ケミトレック
事件の種類	建物の明渡し並びに使用料及び損害賠償金の支払の請求
事件の内容	<p>相手方は、京都市南区上烏羽鉾立町11番地の2京都市創業支援工場A棟のA-3区画（以下「本件建物」という。）の使用の許可を受けた者であるが、10箇月分の使用料を滞納するとともに、当該許可を受けた期間が満了したにもかかわらず、本件建物を使用し続け、不法に占有している。</p> <p>このため、本市は、相手方に対し、本件建物の明渡しを請求したが、相手方は、これに応じようとしない。</p> <p>そこで、相手方に対し、本件建物の明渡し並びに滞納使用料及び不法占有による損害賠償金の支払を求める訴えを提起しようとするものである。</p>

## 提案理由

訴えを提起する必要があるので提案する。